J A M 政策NEWS

2014年8月1日2014-36号

【発 行】J A M【発行責任者】宮 本 礼 一

【編集】政策・政治グループ

Tel 03-3451-2425

E-Mail: seisaku.seiji@jam-union.jp

2014年中から2016年6月までの間

改正労働安全衛生法順次施行

第186通常国会で成立した改正労働安全衛生法は、2014年中から2016年6月までの間に順次施行されます。

今回の改正は、化学物質による健康被害が問題となった胆管がんの発生を踏まえ、化学物質管理の あり方の見直しや、ストレスチェック制度の創設、受動喫煙防止対策の推進が主な内容です。

なお厚生労働省のホームページでは、今後改正労働安全衛生法についての情報が順次掲載されます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/

【改正労働安全衛生法の概要】

1. 化学物質管理のあり方の見直し (2016年6月までに施行予定)

特別規則の対象にされていない化学物質の内、一定のリスクがあるもの等について、事業者に危険性・有害性の調査を義務付け。

2. ストレスチェック制度の創設 (2015年12月までに施行予定)

医師・保健師による心理的な負担の程度を把握するための検査を事業者に義務付け。

3. 受動喫煙防止対策の推進(2015年6月までに施行予定)

受動喫煙を防止するために事業場の実情に応じて適切な措置を行うことを事業者の努力義務とする。

- 4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応(2015年6月までに施行予定)
 - 重大な労働災害を繰り返す企業に対し、大臣が指示、勧告、公表を行う制度を導入。
- 5. 規模の大きい工場等で、建設物、機械等の設置・移転等を行う場合の事前届け出を廃止する。 (2014年12月までに施行予定)
- 6. 電動ファン付き呼吸用保護具が、型式検定、譲渡制限の対象に追加。(2014年12月までに施行予定)
- 7. 外国に立地する検査機関等への対応(2015年6月までに施行予定)

外国に立地する検査機関も検査・検定機関として登録ができるようになる。

改正法の詳細は、厚生労働省が作成したパンフレットをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkvoku/0000050905.pdf